

表一業務指標

番号/業務指標	指標の定義/変数の定義/データの取り方	
A101 (1106) 平均残留塩素濃度 (mg/L)	指標の定義	$\text{平均残留塩素濃度} = \frac{\text{残留塩素濃度合計}}{\text{残留塩素測定回数}}$
	変数の定義	1) 残留塩素濃度合計 (mg/L) 給水栓毎日検査において、1年間に測定された残留塩素濃度値の合計。 2) 残留塩素測定回数 (回) 給水栓毎日検査において、1年間に残留塩素濃度値を測定した回数。
	データの取り方	a) 水道事業体の水質検査計画に基づく水質検査結果、年報、水道統計などから引用する。 b) 水質検査は公定法によって行い、水質検査結果は記録されていることが必要である。
A102 (1105) 最大カビ臭物質濃度水質基準比率 (%)	指標の定義	$\text{最大カビ臭物質濃度水質基準比率} = \frac{\text{最大カビ臭物質濃度}}{\text{水質基準値}} \times 100$
	変数の定義	1) 最大カビ臭物質濃度 (mg/L) 1年間に給水栓で測定されたジェオスミン濃度又は2-メチルイソボルネオール濃度のうちの最大値。 2) 水質基準値 (mg/L) ジェオスミン又は2-メチルイソボルネオールの水質基準値。
	データの取り方	a) 水道事業体の水質検査計画に基づく水質検査結果、年報などから引用する。 b) 水質検査は公定法によって行い、水質検査結果は記録されていることが必要である。 c) 定量下限値未満の場合は、0として扱うものとする。
A103 (1107) 総トリハロメタン濃度水質基準比率 (%)	指標の定義	$\text{総トリハロメタン濃度水質基準比率} = \max (X_i), X_i = \text{定期検査時の総トリハロメタン濃度水質基準比率}$ $\max (X_i) = \frac{\left(\frac{\sum \text{給水栓の総トリハロメタン濃度}}{\text{給水栓数}} \right)}{\text{水質基準値}} \times 100 \quad i: \text{定期検査の実施回}$ <p>注記 1年間の定期検査 (同時期) の平均値の最も大きい水質基準比率の値を選択する。</p>
	変数の定義	1) 給水栓の総トリハロメタン濃度 (mg/L) 総トリハロメタンの給水栓での測定値。 2) 給水栓数 (箇所) 定期検査を実施した給水栓箇所数。 3) 水質基準値 (mg/L) 総トリハロメタンの水質基準値。
	データの取り方	a) 水道事業体の水質検査計画に基づく水質検査結果、年報などから引用する。 b) 水質検査は公定法によって行い、水質検査結果は全て記録されていることが必要である。 c) 定量下限値未満の場合は、0として扱うものとする。
A104 (1108) 有機物 (TOC) 濃度水質基準比率 (%)	指標の定義	$\text{有機物 (TOC) 濃度水質基準比率} = \max (X_i), X_i = \text{定期検査時の有機物 (TOC) 濃度水質基準比率}$ $\max (X_i) = \frac{\left(\frac{\sum \text{給水栓の有機物 (TOC) 濃度}}{\text{給水栓数}} \right)}{\text{水質基準値}} \times 100 \quad i: \text{定期検査の実施回}$ <p>注記 1年間の定期検査 (同時期) の平均値の最も大きい水質基準比率の値を選択する。</p>
	変数の定義	1) 給水栓の有機物 (TOC) 濃度 (mg/L) 有機物 (TOC) の給水栓での測定値。 2) 給水栓数 (箇所) 定期検査を実施した給水栓箇所数。 3) 水質基準値 (mg/L) 有機物 (TOC) の水質基準値。
	データの取り方	a) 水道事業体の水質検査計画に基づく水質検査結果、年報などから引用する。 b) 水質検査は公定法によって行い、水質検査結果は全て記録されていることが必要である。 c) 定量下限値未満の場合は、0として扱うものとする。
A105 (1110) 重金属濃度水質基準比率 (%)	指標の定義	$\text{重金属濃度水質基準比率} = \max (X_{hi}), X_{hi} = \text{定期検査時の当該重金属水質基準比率}$ $\max (X_{hi}) = \frac{\left(\frac{\sum \text{給水栓の当該重金属濃度}}{\text{給水栓数}} \right)}{\text{水質基準値}} \times 100 \quad h: \text{重金属の種}, i: \text{定期検査の実施回}$ <p>注記 1年間の定期検査 (同時期) の平均値の最も大きい水質基準比率の値と物質名を選択する。</p>
	変数の定義	1) 給水栓の当該重金属濃度 (mg/L) カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物の6項目の各重金属の給水栓での測定値。 2) 給水栓数 (箇所) 定期検査を実施した給水栓箇所数。 3) 水質基準値 (mg/L) 各重金属物質の水質基準値。
	データの取り方	a) 水道事業体の水質検査計画に基づく水質検査結果、年報などから引用する。 b) 水質検査は公定法によって行い、水質検査結果は全て記録されていることが必要である。 c) 定量下限値未満の場合は、0として扱うものとする。

A106 (1111) 無機物質濃度水質基準比率 (%)	指標の定義 $\max (X_{hi}) = \frac{\left(\frac{\sum \text{給水栓の当該無機物質濃度}}{\text{給水栓数}} \right)}{\text{水質基準値}} \times 100$ h: 無機物質の種類, i: 定期検査の実施回 注記 1年間の定期検査(同時期)の平均値の最も大きい水質基準比率の値と物質名を選択する。
	変数の定義 1) 給水栓の当該無機物質濃度 (mg/L) アルミニウム及びその化合物, 塩化物イオン, カルシウム, マグネシウム等(硬度), 鉄及びその化合物, マンガン及びその化合物, ナトリウム及びその化合物の6項目の各無機物質の給水栓での測定値。 2) 給水栓数(箇所) 定期検査を実施した給水栓箇所数。 3) 水質基準値 (mg/L) 各無機物質の水質基準値。
	データの取り方 a) 水道事業体の水質検査計画に基づく水質検査結果, 年報などから引用する。 b) 水質検査は公定法によって行い, 水質検査結果は全て記録されていることが必要である。 c) 定量下限値未満の場合は, 0として扱うものとする。
A107 (1113) 有機化学物質濃度水質基準比率 (%)	指標の定義 $\max (X_{hi}) = \frac{\left(\frac{\sum \text{給水栓の当該有機化学物質濃度}}{\text{給水栓数}} \right)}{\text{水質基準値}} \times 100$ h: 有機化学物質の種類, i: 定期検査の実施回 注記 1年間の定期検査(同時期)の平均値の最も大きい水質基準比率の値と物質名を選択する。
	変数の定義 1) 給水栓の当該有機化学物質濃度 (mg/L) 四塩化炭素, シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン, ジクロロメタン, テトラクロロエチレン, トリクロロエチレン, ベンゼン, 1,4-ジオキサンの7項目の各有機化学物質の給水栓での測定値。 2) 給水栓数(箇所) 定期検査を実施した給水栓箇所数。 3) 水質基準値 (mg/L) 各有機化学物質の水質基準値。
	データの取り方 a) 水道事業体の水質検査計画に基づく水質検査結果, 年報などから引用する。 b) 水質検査は公定法によって行い, 水質検査結果は全て記録されていることが必要である。 c) 定量下限値未満の場合は, 0として扱うものとする。
A108 (1114) 消毒副生成物濃度水質基準比率 (%)	指標の定義 $\max (X_{hi}) = \frac{\left(\frac{\sum \text{給水栓の当該消毒副生成物濃度}}{\text{給水栓数}} \right)}{\text{水質基準値}} \times 100$ h: 消毒副生成物の種類, i: 定期検査の実施回 注記 1年間の定期検査(同時期)の平均値の最も大きい水質基準比率の値と物質名を選択する。
	変数の定義 1) 給水栓の当該副生成物濃度 (mg/L) 臭素酸, クロロ酢酸, ジクロロ酢酸, トリクロロ酢酸, ホルムアルデヒドの5項目の各消毒副生成物の給水栓での測定値。 2) 給水栓数(箇所) 定期検査を実施した給水栓箇所数。 3) 水質基準値 (mg/L) 各消毒副生成物の水質基準値。
	データの取り方 a) 水道事業体の水質検査計画に基づく水質検査結果, 年報などから引用する。 b) 水質検査は公定法によって行い, 水質検査結果は全て記録されていることが必要である。 c) 定量下限値未満の場合は, 0として扱うものとする。
A109 (1109) 農薬濃度水質管理目標比 (-)	指標の定義 $\text{農薬濃度水質管理目標比} = \max \sum (X_{ij} / GV_j)$ X _{ij} : 各定期検査時の各農薬濃度, GV _j : 各農薬の目標値, i: 定期検査実施回, j: 農薬の種類
	変数の定義 1) 各定期検査時の各農薬濃度 (mg/L) 定期検査時の農薬ごとの給水栓での濃度。 2) 各農薬の目標値 (mg/L) 厚生労働省が定めた各農薬の水質管理目標値。
	データの取り方 a) 水道事業体の水質検査計画に基づく水質検査結果, 年報などから引用する。 b) 水質検査は公定法によって行い, 水質検査結果は記録されているものを用いる。 c) 定量下限値未満の場合は, 0として扱うものとする。
A201 (1101) 原水水質監視度 (項目)	指標の定義 原水水質監視度 = 原水水質監視項目数
	変数の定義 原水水質監視項目数 (項目) 1年間に行う原水の水質検査項目数。
	データの取り方 a) 原水水質の監視項目数は, 水道事業体の水質検査計画に基づいた水質検査結果などから引用する。 b) 監視項目の水質検査は公定法によって行われ, 検査結果が全て記録されていることが必要である。
A202 (1102) 給水栓水質検査(毎日)箇所密度 (箇所/100km ²)	指標の定義 $\text{給水栓水質検査(毎日)箇所密度} = \frac{\text{給水栓水質検査(毎日)採水箇所数}}{\text{現在給水面積} / 100}$
	変数の定義 1) 給水栓水質検査(毎日)採水箇所数(箇所) 給水栓毎日検査の採水箇所数。 2) 現在給水面積 (km ²) 当該年度末に給水している区域の面積。
	データの取り方 a) 水質検査箇所数は, 水道事業体の水質検査計画に基づいた水質検査結果などから引用する。 b) 現在給水面積は, 水道事業体の事業概要などから引用する。

A203 (5002) 配水池清掃実施率 (%)	指標の定義	$\text{配水池清掃実施率} = \frac{\text{5年間に清掃した配水池有効容量}}{\text{配水池有効容量}} \times 100$
	変数の定義	1) 5年間に清掃した配水池有効容量 (m ³) 5年間に、池洗浄、清掃ロボット又は潜水作業によって清掃作業を行った配水池 (配水塔を含む) の有効容量の合計。 2) 配水池有効容量 (m ³) 配水池 (配水塔を含む) の有効容量の合計。
	データの取り方	変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
A204 (1115) 直結給水率 (%)	指標の定義	$\text{直結給水率} = \frac{\text{直結給水件数}}{\text{給水件数}} \times 100$
	変数の定義	1) 直結給水件数 (件) 受水槽を介さず、配水管の水圧又は直結増圧ポンプによって直接給水される給水件数の総数。 2) 給水件数 (件) 給水件数の総数。 注記 給水栓数 又は給水契約数ともいう。
	データの取り方	a) 直結給水件数は、給水が水道事業者の承認に基づく給水契約によるものなので、その件数を用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
A205 (5115) 貯水槽水道指導率 (%)	指標の定義	$\text{貯水槽水道指導率} = \frac{\text{貯水槽水道指導件数}}{\text{貯水槽水道数}} \times 100$
	変数の定義	1) 貯水槽水道指導件数 (件) 水道法第14条第2項第5号の規定する貯水槽水道 (水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水だけを水源とするものをいう) に対して行った1年間の指導 (調査を含む) の件数 (1年間で複数回同じ貯水槽水道を対象に指導している場合は、延べの指導回数で数える)。 2) 貯水槽水道数 (件) 水道事業体に届けられている貯水槽水道の合計。
	データの取り方	a) 指導件数は、調査報告書などに記録されているものを用いる。 b) 貯水槽水道数は、水道事業体の給水台帳などから引用する
A301 (2201) 水源の水質事故件数 (件)	指標の定義	水源の水質事故件数 = 年間水源水質事故件数
	変数の定義	1) 年間水源水質事故件数 (件) 1年間に表流水・井戸を問わず、水道事業者が通常予測できない水道原水の水質変化によって、給水停止あるいは給水制限、取水停止、取水制限、又は特殊薬品 (粉末活性炭など) の使用のいずれかの対応措置を行ったものの件数。
	データの取り方	a) 水源の水質事故は、記録されたものとする。 b) 変数は、水道統計、水道事業体の年報などから引用する。
A302 (1116) 粉末活性炭処理比率 (%)	指標の定義	$\text{粉末活性炭処理比率} = \frac{\text{粉末活性炭年間処理水量}}{\text{年間浄水量}} \times 100$
	変数の定義	1) 粉末活性炭年間処理水量 (千m ³) 粉末活性炭処理を行った1年間の処理水量の合計。 2) 年間浄水量 (千m ³) 粉末活性炭注入設備を保有する浄水場における1年間の浄水量の合計。
	データの取り方	a) 水量は、適正に測定又は算定され、かつ、記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
A401 (1117) 鉛製給水管率 (%)	指標の定義	$\text{鉛製給水管率} = \frac{\text{鉛製給水管使用件数}}{\text{給水件数}} \times 100$
	変数の定義	1) 鉛製給水管使用件数 (件) 鉛製管を給水管として用いている給水件数。 2) 給水件数 (件) 給水契約の合計。 注記 給水栓数 又は給水契約数ともいう。
	データの取り方	a) 件数は、全て給水台帳などに記載されたものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B101 (1004) 自己保有水源率 (%)	指標の定義	$\text{自己保有水源率} = \frac{\text{自己保有水源水量}}{\text{全水源水量}} \times 100$
	変数の定義	1) 自己保有水源水量 (m ³ /日) 水道事業者が単独で管理している、井戸水源を含む全ての水源水量。 注記 条件付き水源であっても、水道事業者の意思で自由に取水できる水源水量を含む。 2) 全水源水量 (m ³ /日) 水道事業者が利用できる水源水量の総量。
	データの取り方	変数は、水道統計、事業概要などから引用する。

B102 (1005) 取水量 1 m ³ 当たり水源保全投資額 (円/m ³)	指標の定義	$\text{取水量 1 m}^3 \text{ 当たり水源保全投資額} = \frac{\text{水源保全に投資した費用}}{\text{年間取水量}}$
	変数の定義	1) 水源保全に投資した費用 (円) 水源流域の水源かん(涵)養, 水質保全, 環境保全などのための行為に要した年間投資額。 注記 年間投資額は, 消費税抜きとする。 2) 年間取水量 (m ³) 1年間に水道原水として取水した表流水, 地下水(伏流水を含む), 海水などの水量の合計。 注記 受水は除く。
	データの取り方	a) 水量は, 適正に測定又は算定され, かつ, 記録されているものを用いる。 b) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。
B103 (4101) 地下水率 (%)	指標の定義	$\text{地下水率} = \frac{\text{地下水揚水量}}{\text{年間取水量}} \times 100$
	変数の定義	1) 地下水揚水量 (m ³) 1年間に井戸から水道原水としてくみ上げた水量。 2) 年間取水量 (m ³) 1年間に水道原水として取水した表流水, 地下水(伏流水を含む), 海水などの水量の合計。 注記 受水は除く。
	データの取り方	a) 水量は, 適正に測定又は算定され, かつ, 記録されているものを用いる。 b) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。
B104 (3019) 施設利用率 (%)	指標の定義	$\text{施設利用率} = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{施設能力}} \times 100$
	変数の定義	1) 一日平均配水量 (m ³ /日) 水道事業者の配水池などから配水された水量, 各井戸から直接配水された水量, 用水供給事業者からの受水を直接配水した量の合計を, 年間日数で除した水量。 2) 施設能力 (m ³ /日) 浄水施設の日当たりの配水能力。水道事業単位では全浄水場の配水能力の合計。 注記 水道用水供給事業者から受水している水道事業者では, 申込み受水量を含む。
	データの取り方	a) 水量は, 適正に測定又は算定され, かつ, 記録されているものを用いる。 b) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。
B105 (3020) 最大稼働率 (%)	指標の定義	$\text{最大稼働率} = \frac{\text{一日最大配水量}}{\text{施設能力}} \times 100$
	変数の定義	1) 一日最大配水量 (m ³ /日) 水道事業者の配水池などから配水された水量, 各井戸から直接配水された水量, 用水供給事業者からの受水を直接配水した量の合計のうち, 一日当たり1年間で最も多く配水された水量。 2) 施設能力 (m ³ /日) 浄水施設の日当たりの配水能力。水道事業単位では全浄水施設の配水能力の合計。 注記 水道用水供給事業者から受水している水道事業者は, 申込み受水量を含む。
	データの取り方	a) 水量は, 適正に測定又は算定され, かつ, 記録されているものを用いる。 b) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。
B106 (3021) 負荷率 (%)	指標の定義	$\text{負荷率} = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日最大配水量}} \times 100$
	変数の定義	1) 一日平均配水量 (m ³ /日) 水道事業者の配水池などから配水された水量, 各井戸から直接配水された水量, 用水供給事業者からの受水を直接配水した量の合計を, 年間日数で除した水量。 2) 一日最大配水量 (m ³ /日) 水道事業者の配水池などから配水された水量, 各井戸から直接配水された水量, 用水供給事業者からの受水を直接配水した量の合計のうち, 一日当たり1年間で最も多く配水された水量。
	データの取り方	a) 水量は, 適正に測定又は算定され, かつ, 記録されているものを用いる。 b) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。
B107 (2007) 配水管延長密度 (km/km ²)	指標の定義	$\text{配水管延長密度} = \frac{\text{配水管延長}}{\text{現在給水面積}}$
	変数の定義	1) 配水管延長 (km) 配水池などから, 浄水を各供給地点まで供給する配水管の延長。 2) 現在給水面積 (km ²) 当該年度末に給水している区域の面積。
	データの取り方	a) 配水管延長は, 全て固定資産台帳, 配水管路図, しゅん(竣)工図などに記録されているものを用いる。 b) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。
B108 (5111) 管路点検率 (%)	指標の定義	$\text{管路点検率} = \frac{\text{点検した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$
	変数の定義	1) 点検した管路延長 (km) 1年間に管路点検を実施した導・送・配水管の延長。 2) 管路延長 (km) 導・送・配水管の延長。 注記 使用廃止管(管理をしているものを含む)は除く。
	データの取り方	a) 点検を実施した管路の延長は, 管路台帳, 点検報告書などに記録されているものを用いる。 b) 管路延長は, 水道統計, 事業概要などから引用する。

B109 (新規) バルブ点検率 (%)	指標の定義	$\text{バルブ点検率} = \frac{\text{点検したバルブ数}}{\text{バルブ設置数}} \times 100$
	変数の定義	1) 点検したバルブ数 (個) 2) で定義するバルブのうち、1 年間に点検したバルブの個数。 注記 点検には、弁室の清掃、目視による点検なども含める。 2) バルブ設置数 (個) 水道管路 (導・送・配水管) に設置されている仕切弁、空気弁、排水弁、減圧弁、流量制御弁などで水流を制御する全てのバルブの個数。 注記 配水池に設置された緊急遮断弁も含める。ただし、区画量水器に設置されている仕切弁を含めるが、消火栓は含めない。
	データの取り方	a) 点検したバルブ数は、点検報告書などに記録されているものを用いる。 b) バルブ設置数は、固定資産台帳、配水管路図、管網情報などから算出する。
B110 (5107) 漏水率 (%)	指標の定義	$\text{漏水率} = \frac{\text{年間漏水量}}{\text{年間配水量}} \times 100$
	変数の定義	1) 年間漏水量 (m ³) 1年間の配水本管、配水支管及び各戸メーター上流の給水管からの漏水量の合計。 2) 年間配水量 (m ³) 水道事業体の配水池などから配水された水量、各井戸から直接配水された水量、水道用水供給事業者からの受水を直接配水した量の1年間の合計。
	データの取り方	a) 水量は、適正に測定又は算定され、かつ、記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B111 (新規) 有効率 (%)	指標の定義	$\text{有効率} = \frac{\text{年間有効水量}}{\text{年間配水量}} \times 100$
	変数の定義	1) 年間有効水量 (m ³) 1年間の、有収水量と無収水量との合計。 2) 年間配水量 (m ³) 水道事業体の配水池などから配水された水量、各井戸から直接配水された水量、水道用水供給事業者からの受水を直接配水した量の1年間の合計。
	データの取り方	a) 水量は、適正に測定又は算定され、かつ、記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B112 (3018) 有収率 (%)	指標の定義	$\text{有収率} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間配水量}} \times 100$
	変数の定義	1) 年間有収水量 (m ³) 1年間の、料金徴収の対象となった水量及び他会計などからの収入のあった水量の合計量。 2) 年間配水量 (m ³) 水道事業体の配水池などから配水された水量、各井戸から直接配水された水量、水道用水供給事業者からの受水を直接配水した量の1年間の合計。
	データの取り方	a) 水量は、適正に測定又は算定され、かつ、記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B113 (2004) 配水池貯留能力 (日)	指標の定義	$\text{配水池貯留能力} = \frac{\text{配水池有効容量}}{\text{一日平均配水量}}$
	変数の定義	1) 配水池有効容量 (m ³) 配水池 (配水塔を含む) の有効容量の合計。 2) 一日平均配水量 (m ³ /日) 水道事業体の配水池などから配水された水量、各井戸から直接配水された水量、水道用水供給事業者からの受水を直接配水した量の合計を、年間日数で除した水量。
	データの取り方	a) 水量は、適正に測定又は算定され、かつ、記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B114 (2002) 給水人口一人当たり配水量 (L/日・人)	指標の定義	$\text{給水人口一人当たり配水量} = \frac{\text{一日平均配水量} \times 1000}{\text{現在給水人口}}$
	変数の定義	1) 一日平均配水量 (m ³ /日) 水道事業体の配水池などから配水された水量、各井戸から直接配水された水量、用水供給事業者からの受水を直接配水した量の合計を、年間日数で除した水量。 2) 現在給水人口 (人) 給水区域内に居住し、水道事業体によって給水サービスを受けている人口。 注記 給水区域外からの通勤者、観光客は給水人口に含めない。
	データの取り方	a) 水量は、適正に測定又は算定され、かつ、記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B115 (2005) 給水制限日数 (日)	指標の定義	$\text{給水制限日数} = \text{年間給水制限日数}$
	変数の定義	1) 年間給水制限日数 (日) 渇水時の給水の公平性確保、水道施設の事故時などのために、減圧などによって1年間に給水を制限した日数。 注記 工事の実施に伴う断水などは算入しない。
	データの取り方	変数は、水道統計、事業概要などから引用する。

B116 (2006) 給水普及率 (%)	指標の定義	$\text{給水普及率} = \frac{\text{現在給水人口}}{\text{給水区域内人口}} \times 100$
	変数の定義	1) 現在給水人口 (人) 給水区域内に居住し、水道事業者から給水サービスを受けている人口。 注記 給水区域外からの通勤者、観光客は含めない。 2) 給水区域内人口 (人) 給水区域内に居住する人口。 注記 給水区域外からの通勤者、観光客は含めない。
	データの取り方	変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B117 (5110) 設備点検実施率 (%)	指標の定義	$\text{設備点検実施率} = \frac{\text{点検機器数}}{\text{機械・電気・計装機器の合計数}} \times 100$
	変数の定義	1) 点検機器数 (台、面又は組) 機械・電気・計装機器のうち、法令に基づく点検、予防保全を目的とした定期点検などを行った機器数。 注記 目視を主体とした巡視点検、日常点検及び不具合発生に伴う臨時点検は除く。 2) 機械・電気・計装機器の合計数 (台、面又は組) 浄水場、ポンプ場など、水道施設に設置されている主要な機械・電気・計装機器の合計数。 注記 水処理、導送配水に直接関わらない機器及び建築附帯設備は除く。
	データの取り方	a) 点検回数は、点検報告書、事故報告書などから引用する。 b) 変数は、事業概要などから引用する。
B201 (5101) 浄水場事故割合 (件/10年・箇所)	指標の定義	$\text{浄水場事故割合} = \frac{\text{10年間の浄水場停止事故件数}}{\text{浄水場数}}$
	変数の定義	1) 10年間の浄水場停止事故件数 (件) 直近10年間に、浄水場内の施設、機器などの不具合、また、維持管理状況に起因した事故、地震災害、浸水被害といった自然災害による停止などによって、浄水場から必要とされる水量の一部でも送水できなかった場合の件数。 2) 浄水場数 (箇所) 稼働している浄水場の数。
	データの取り方	a) 事故件数は、事故報告書などに記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B202 (2204) 事故時断水人口率 (%)	指標の定義	$\text{事故時断水人口率} = \frac{\text{事故時断水人口}}{\text{現在給水人口}} \times 100$
	変数の定義	1) 事故時断水人口 (人) 浄水場及びポンプ所のうち、最大供給能力をもつ施設が24時間全面停止する事故が発生した場合に、断水によって給水できない人口。 注記 バックアップによって他系統からの送配水で給水可能となる場合は事故時断水人口には含めない。 2) 現在給水人口 (人) 給水区域内に居住し、当該水道事業の給水サービスを受けている人口。 注記 給水区域外からの通勤者、観光客は給水人口に含めない。
	データの取り方	a) 事故時断水人口は、公表できるものである必要がある。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B203 (2001) 給水人口一人当たり貯留飲料水量 (L/人)	指標の定義	$\text{給水人口一人当たり貯留飲料水量} = \frac{\left(\text{配水池有効容量} \times \frac{1}{2} + \text{緊急貯水槽容量}\right) \times 1000}{\text{現在給水人口}}$
	変数の定義	1) 配水池有効容量 (m ³) 配水池 (配水塔を含む) の有効容量の合計。 注記 地震発生時に貯留が困難となる施設は除く。 2) 緊急貯水槽容量 (m ³) 水道事業者が保有又は管理している災害対策用の緊急貯水槽容量の合計。 3) 現在給水人口 (人) 給水区域内に居住し、水道事業者によって給水サービスを受けている人口 注記 給水区域外からの通勤者、観光客は給水人口に含めない。
	データの取り方	変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B204 (5103) 管路の事故割合 (件/100km)	指標の定義	$\text{管路の事故割合} = \frac{\text{管路の事故件数}}{\text{管路延長} / 100}$
	変数の定義	1) 管路の事故件数 (件) 管路 (導・送・配水管) における1年間に発生した管路に関わる事故件数。 2) 管路延長 (km) 導・送・配水管の延長。 注記 使用廃止管 (管理しているものを含む) は除く。
	データの取り方	a) 事故件数は、全て事故報告書・修理台帳などに記載されているものを用いる。 b) 管路延長は、水道事業者の固定資産台帳、配水管路図、完成図などに記載されたものとする。 c) 変数は、事業概要などから引用する。

B205 (2202) 基幹管路の事故割合 (件/100km)	指標の定義	$\text{基幹管路の事故割合} = \frac{\text{基幹管路の事故件数}}{\text{基幹管路延長} / 100}$
	変数の定義	1) 基幹管路の事故件数 (件) 基幹管路 (導・送・配水本管) における1年間に発生した管路に関わる事故件数。 2) 基幹管路延長 (km) 基幹管路 (導・送・配水本管) の延長。 注記 使用廃止管 (管理されているものを含む) は除く。
	データの取り方	a) 事故件数は, 全て事故報告書・修理台帳に記載されているものを用いる。 b) 基幹管路の延長は, 水道事業体の固定資産台帳, 配水管路図, 完成図などに記載されたものとする。 c) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。
B206 (5104) 鉄製管路の事故割合 (件/100km)	指標の定義	$\text{鉄製管路の事故割合} = \frac{\text{鉄製管路の事故件数}}{\text{鉄製管路延長} / 100}$
	変数の定義	1) 鉄製管路の事故件数 (件) 鉄製管路 (導・送・配水管) における1年間に発生した管路に関わる事故件数。 2) 鉄製管路延長 (km) 鉄製の導・送・配水管の延長。 注記 使用廃止管 (管理しているものを含む) は除く。
	データの取り方	a) 事故件数は, 全て事故報告書・修理台帳などに記載されているものを用いる。 b) 鉄製管路延長は, 水道事業体の固定資産台帳, 配水管路図, 完成図などに記載されたものとする。 c) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。
B207 (5105) 非鉄製管路の事故割合 (件/100km)	指標の定義	$\text{非鉄製管路の事故割合} = \frac{\text{非鉄製管路の事故件数}}{\text{非鉄製管路延長} / 100}$
	変数の定義	1) 非鉄製管路の事故件数 (件) 非鉄製管路 (導・送・配水管) における1年間に発生した管路に関わる事故件数。 2) 非鉄製管路延長 (km) 非鉄製の導・送・配水管の延長。 注記 使用廃止管 (管理しているものを含む) は除く。
	データの取り方	a) 事故件数は, 全て事故報告書・修理台帳などに記載されているものを用いる。 b) 非鉄製管路延長は, 水道事業体の固定資産台帳, 配水管路図, 完成図などに記載されたものとする。 c) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。
B208 (5106) 給水管の事故割合 (件/1 000 件)	指標の定義	$\text{給水管の事故割合} = \frac{\text{給水管の事故件数}}{\text{給水件数} / 1 000}$
	変数の定義	1) 給水管の事故件数 (件) 1年間に発生する給水管の事故のうち水道メーター上流側の管の漏水, 破裂, 破損, 抜け出し, 継手の漏れなどの件数。 2) 給水件数 (件) 給水契約の合計。 注記 給水栓数 又は給水契約数ともいう。
	データの取り方	a) 事故件数は, 全て事故報告書・修理台帳などに記載されているものを用いる。 b) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。
B209 (5109) 給水人口一人当たり平均断水・濁水時間 (時間)	指標の定義	$\text{給水人口一人当たり平均断水・濁水時間} = \frac{\sum (\text{断水・濁水時間} \times \text{断水・濁水区域給水人口})}{\text{現在給水人口}}$
	変数の定義	1) 断水・濁水時間 (時間) 1年間に, 取水から配水までの間における事故によって発生した断水時間 ¹⁾ 及び濁水時間 ²⁾ の合計。 注記 給水装置における事故は含めない。 注 ¹⁾ 断水時間とは, 取水から配水の間で発生した事故によって給水できなかった時間をいう。 注 ²⁾ 濁水時間とは, 水質基準を満たさない濁度, 色度が生じた時間をいう。 2) 断水・濁水区域給水人口 (人) 断水・濁水区域の給水人口。 3) 現在給水人口 (人) 給水区域内に居住し, 水道事業によって給水サービスを受けている人口。 注記 給水区域外からの通勤者, 観光客は給水人口に含めない。
	データの取り方	a) 断水・濁水時間, 断水・濁水区域は, 事故報告書などに記録されているものを用いる。 b) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。
B210 (新規) 災害対策訓練実施回数 (回/年)	指標の定義	$\text{災害対策訓練実施回数} = \text{年間の災害対策訓練実施回数}$
	変数の定義	1) 年間の災害対策訓練実施回数 (回/年) 地震, 風水害, 施設事故, 水質事故などに関して, 1年間に災害対策訓練を実施した回数。 注記 座学だけの研修は, 訓練に含めない。
	データの取り方	a) 訓練は, 実施が記録されているものを用いる。 b) 実施回数は, 訓練実施報告書, 水道統計などから引用する。

B211 (5114) 消火栓設置密度 (基/km)	指標の定義	$\text{消火栓設置密度} = \frac{\text{消火栓数}}{\text{配水管延長}}$
	変数の定義	1) 消火栓数 (基) 地上式, 地下式を問わず, 配水管に設置されている単口及び双口消火栓の数。 注記 送水管に設置されている消火栓も含む。 2) 配水管延長 (km) 配水池などから, 浄水を各供給地点まで供給する配水管の延長。
	データの取り方	a) 消火栓数, 配水管延長は, 弁栓台帳, 固定資産台帳, 配水管路図などに記録されているものを用いる。 b) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。
B301 (4001) 配水量 1 m ³ 当たり電力消費量 (kWh/m ³)	指標の定義	$\text{配水量 1 m}^3 \text{ 当たり電力消費量} = \frac{\text{電力使用量の合計}}{\text{年間配水量}}$
	変数の定義	1) 電力使用量の合計 (kWh) 取水から給水までに使用する電力, 営業所, 事務所など水道事業に関わる各施設において使用した電力 (照明, 空調, 事務機器など), 自家用発電で利用した電力の合計量。 2) 年間配水量 (m ³) 水道事業体の配水池などから配水された水量, 各井戸から直接配水された水量, 水道用水供給事業者からの受水を直接配水した量の1年間の合計。
	データの取り方	a) 電力量は, 積算電力量計などによって, 適正に測定され記録されているものを用いる。 b) 貸しビルなどで計量が困難なエネルギー消費量は, 負荷設備容量などから想定する。 c) 水量は, 適正に測定又は算定され, かつ, 記録されているものを用いる。 d) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。
B302 (4002) 配水量 1 m ³ 当たり消費エネルギー (MJ/m ³)	指標の定義	$\text{配水量 1 m}^3 \text{ 当たり消費エネルギー} = \frac{\text{エネルギー消費量}}{\text{年間配水量}}$
	変数の定義	1) エネルギー消費量 (MJ) 1年間に水道事業全ての施設, 事務所で使用したエネルギー使用量。 注記 電力, 燃料のエネルギー消費量の換算是, “エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則” をもとに換算する。 なお, 都市ガスについては, “特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令” による。 2) 年間配水量 (m ³) 水道事業体の配水池などから配水された水量, 各井戸から直接配水された水量, 水道用水供給事業者からの受水を直接配水した量の1年間の合計。
	データの取り方	a) エネルギー消費量は, エネルギー種別ごとに記録されているものを用いる。 b) 貸しビルなどで計量が困難なエネルギー消費量は, 負荷設備容量などから想定する。 c) 水量は, 適正に測定又は算定され, かつ, 記録されているものを用いる。 d) 変数は, 決算資料, 水道統計などから引用する。
B303 (4006) 配水量 1 m ³ 当たり二酸化炭素 (CO ₂) 排出量 (g・CO ₂ /m ³)	指標の定義	$\text{配水量 1 m}^3 \text{ 当たり二酸化炭素 (CO}_2\text{) 排出量} = \frac{\text{二酸化炭素 (CO}_2\text{) 排出量}}{\text{年間配水量}} \times 10^6$
	変数の定義	1) 二酸化炭素 (CO ₂) 排出量 (t・CO ₂) 1年間に水道事業全ての施設, 事務所から排出された二酸化炭素 (CO ₂) の排出量の合計。 注記 エネルギー消費量及び二酸化炭素 (CO ₂) の排出係数 [環境省が示す換算値 (地球温暖化防止対策の推進に関する法律関連の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度ホームページ)] から算出する。 2) 年間配水量 (m ³) 水道事業体の配水池などから配水された水量, 各井戸から直接配水された水量, 水道用水供給事業者からの受水を直接配水した量の1年間の合計。
	データの取り方	a) 二酸化炭素 (CO ₂) 排出量は, エネルギー種別ごとに記録されているものを用いる。 b) 貸しビルなどで計量が困難な二酸化炭素 (CO ₂) 排出量は, 負荷設備容量などから想定する。 c) 水量は, 適正に測定又は算定され, かつ, 記録されているものを用いる。 d) 変数は, 決算資料, 水道統計などから引用する。
B304 (4003) 再生可能エネルギー利用率 (%)	指標の定義	$\text{再生可能エネルギー利用率} = \frac{\text{再生可能エネルギー設備の電力使用量}}{\text{全施設の電力使用量}} \times 100$
	変数の定義	1) 再生可能エネルギー設備の電力使用量 (kWh) 太陽光発電, 小水力発電, 風力発電など, 水道事業体が保有する再生可能エネルギー設備 (常用設備) によって発電され, かつ, 事業体内で使用された年間電力量。 2) 全施設の電力使用量 (kWh) 1年間に水道事業全ての施設, 事務所で使用した電力使用量の合計。
	データの取り方	a) 電力量は, 積算電力量計などによって適正に測定され記録されているものを用いる。 b) 貸しビルなどで計量が困難なエネルギー消費量は, 負荷設備容量などから想定する。 c) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。
B305 (4004) 浄水発生土の有効利用率 (%)	指標の定義	$\text{浄水発生土の有効利用率} = \frac{\text{有効利用土量}}{\text{浄水発生土量}} \times 100$
	変数の定義	1) 有効利用土量 (t・Ds) 1年間の浄水処理過程における発生土のうち, その処分方法として有効利用している乾燥固形物量。 注記 最終処分 [埋立処分, 海洋投入処分 (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分)] したものと及び下水道への放流は有効利用に含めない。 2) 浄水発生土量 (t・Ds) 1年間の浄水処理過程における発生する土の乾燥固形物量。 注記 配水池などの清掃に伴う発生土も含む。
	データの取り方	a) 発生土量は, 適正に計量され記録されているものを用いる。 b) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。

B306 (4005) 建設副産物のリサイクル率 (%)	指標の定義	建設副産物のリサイクル率 = $\frac{\text{リサイクルされた建設副産物量}}{\text{建設副産物発生量}} \times 100$
	変数の定義	1) リサイクルされた建設副産物量 (t) 建設工事に伴って副次的に得られる建設副産物 (再生資源) ¹⁾ のうち、再資源化 (再使用、再生利用) した量。 注 ¹⁾ 建設発生土 (建設工事で搬出される土砂)、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材 (伐木材、除根材)、建設混合廃棄物、その他 (金属くず、廃プラスチック、紙くず) など。 2) 建設副産物発生量 (t) 1年間に工事などで排出される建設副産物 (再生資源) の総量。
	データの取り方	a) 建設副産物量は、適正に計量され記録されたものを用いる。 b) 水道事業体の当該年度に完了した工事について、“再生資源の利用の促進に関する法律”などにに基づき作成された再生資源利用促進実施書の集計結果から引用する。
B401 (5102) ダクタイル鋳鉄管・鋼管率 (%)	指標の定義	ダクタイル鋳鉄管・鋼管率 = $\frac{(\text{ダクタイル鋳鉄管延長} + \text{鋼管延長})}{\text{管路延長}} \times 100$
	変数の定義	1) ダクタイル鋳鉄管延長 (km) 導・送・配水管におけるダクタイル鋳鉄管の延長。 2) 鋼管延長 (km) 導・送・配水管における鋼管 (ステンレス管を含む) の延長。 3) 管路延長 (km) 導・送・配水管の延長。 注記 使用廃止管 (管理しているものを含む) は除く。
	データの取り方	a) 管路の延長は、水道事業体などの固定資産台帳、配水管路図、完成図などに記載されたものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B402 (2107) 管路の新設率 (%)	指標の定義	管路の新設率 = $\frac{\text{新設管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$
	変数の定義	1) 新設管路延長 (km) 1年間の新たに布設した導・送・配水管の延長。 注記 布設替えは含めない。 2) 管路延長 (km) 導・送・配水管の延長。 注記 使用廃止管 (管理をしているものを含む) は除く。
	データの取り方	a) 新設された管路の延長は、工事台帳、完成図などに記載されたものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B501 (2101) 法定耐用年数超過浄水施設率 (%)	指標の定義	法定耐用年数超過浄水施設率 = $\frac{\text{法定耐用年数を超過している浄水施設能力}}{\text{全浄水施設能力}} \times 100$
	変数の定義	1) 法定耐用年数を超過している浄水施設能力 (m ³ /日) 浄水施設のうち、法定耐用年数 ¹⁾ を超過している施設の一日当たりの浄水能力。 注 ¹⁾ 地方公営企業法施行規則第14条及び第15条関連の別表第二号の耐用年数をいう。 なお、コンクリート構造物 (浄水施設) は60年である。 2) 全浄水施設能力 (m ³ /日) 浄水施設の一日当たりの浄水能力の合計。
	データの取り方	a) 浄水施設の建設年度は、水道事業体の固定資産台帳、工事しゅん (竣) 工図などに記載されたものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B502 (2102) 法定耐用年数超過設備率 (%)	指標の定義	法定耐用年数超過設備率 = $\frac{\text{法定耐用年数を超過している機械・電気・計装設備などの合計数}}{\text{機械・電気・計装設備などの合計数}} \times 100$
	変数の定義	1) 法定耐用年数を超過している機械・電気・計装設備などの合計数 (面・台又は組) 浄水場、ポンプ場など、水道施設に設置されている主要な電気・機械・計装機器のうち、法定耐用年数 ¹⁾ を超過している機器の合計数。 注記 水処理に直接関わらない機器、建築附帯設備は除く。 注 ¹⁾ 地方公営企業法施行規則第14条及び第15条関連の別表第二号の耐用年数をいう。 2) 機械・電気・計装設備などの合計数 (面・台又は組) 浄水場、ポンプ場など、水道施設に設置されている主要な機械・電気、計装機器の合計数。 注記 水処理に直接関わらない機器、建築附帯設備は除く。
	データの取り方	a) 機器の設置年度は、水道事業体の固定資産台帳から引用する。 b) 変数は、事業概要などから引用する。
B503 (2103) 法定耐用年数超過管路率 (%)	指標の定義	法定耐用年数超過管路率 = $\frac{\text{法定耐用年数を超過している管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$
	変数の定義	1) 法定耐用年数を超過している管路延長 (km) 導・送・配水管のうち、法定耐用年数 ¹⁾ を超過している管路の延長。 注 ¹⁾ 地方公営企業法施行規則第14条及び第15条関連の別表第二号の耐用年数をいう。 なお、管路は40年である。 2) 管路延長 (km) 導・送・配水管の延長。 注記 使用廃止管 (管理をしているものを含む) は除く。
	データの取り方	a) 管路の設置年度及び延長は、水道事業体の固定資産台帳、配水管路図、完成図などに記載されたものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。

B504 (2104) 管路の更新率 (%)	指標の定義	$\text{管路の更新率} = \frac{\text{更新された管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$
	変数の定義	1) 更新された管路延長 (km) 導・送・配水管のうち、布設替え [管路内配管 (PIPなど) を含む] などによって当該年度に更新された管路の延長。 2) 管路延長 (km) 前年度末における導・送・配水管の延長。 注記 使用廃止管 (管理をしているものを含む) は除く。
	データの取り方	a) 更新された管路の延長は、工事台帳、完成図などに記載されたものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B505 (2105) 管路の更生率 (%)	指標の定義	$\text{管路の更生率} = \frac{\text{更生された管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$
	変数の定義	1) 更生された管路延長 (km) 導・送・配水管のうち、当該年度に既設管路内面のライニング補修などを行った延長。 2) 管路延長 (km) 前年度末における導・送・配水管の延長。 注記 使用廃止管 (管理しているものを含む) は除く。
	データの取り方	a) 更生された管路の延長は、工事台帳、完成図などに記載されたものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B601 (2206) 系統間の原水融通率 (%)	指標の定義	$\text{系統間の原水融通率} = \frac{\text{原水融通能力}}{\text{全浄水施設能力}} \times 100$
	変数の定義	1) 原水融通能力 (m ³ /日) 系統間の原水連絡管による系統変更可能原水量の一日当たりの実質能力。 2) 全浄水施設能力 (m ³ /日) 浄水施設の一日当たりの浄水能力の合計。
	データの取り方	a) 原水融通能力は、能力の実証が行われ検証されたものとする。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B602 (2207) 浄水施設の耐震化率 (%)	指標の定義	$\text{浄水施設の耐震化率} = \frac{\text{耐震対策の施された浄水施設能力}}{\text{全浄水施設能力}} \times 100$
	変数の定義	1) 耐震対策の施された浄水施設能力 (m ³ /日) 浄水施設のうち、水道施設耐震工法指針で定めるランクAの耐震基準で設計されているもの、又は、この基準を満たしていると判断された浄水能力の合計。 2) 全浄水施設能力 (m ³ /日) 浄水施設の一日当たりの浄水能力の合計。
	データの取り方	a) 既存施設の耐震性能については、水道事業体の耐震診断結果、耐震補強工事の報告書などに記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B602-2 (新規) 浄水施設の主要構造物耐震化率 (%)	指標の定義	$\text{浄水施設の主要構造物耐震化率} = \left(\frac{\text{沈でん・ろ過を有する施設の耐震化浄水施設能力}^1 + \text{ろ過のみ施設の耐震化浄水施設能力}^2}{\text{全浄水施設能力}} \right) \times 100$ <p>注¹⁾ 沈でん・ろ過を有する施設の耐震化浄水施設能力 = (耐震対策が施された沈でん池の浄水施設能力 + 耐震対策が施されたるろ過池の浄水施設能力) / 2 注²⁾ ろ過のみ施設の耐震化浄水施設能力 = 耐震対策が施されたるろ過池の浄水施設能力</p>
	変数の定義	1) 耐震対策が施された沈でん池の浄水施設能力 (m ³ /日) 沈でん池のうち、水道施設耐震工法指針で定めるランクAの耐震基準で設計されているもの、又は、この基準を満たしていると判断された沈でん池の浄水能力の合計。 2) 耐震対策の施されたるろ過池の浄水施設能力 (m ³ /日) ろ過池のうち、水道施設耐震工法指針で定めるランクAの耐震基準で設計されているもの、又は、この基準を満たしていると判断されたろ過池の浄水能力の合計。 3) 全浄水施設能力 (m ³ /日) 浄水施設の一日当たりの浄水能力の合計。ただし、消毒のみ施設の浄水施設能力は除く。
	データの取り方	a) 既存施設の耐震性能については、水道事業体の耐震診断結果、耐震補強工事の報告書などに記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B603 (2208) ポンプ所の耐震化率 (%)	指標の定義	$\text{ポンプ所の耐震化率} = \frac{\text{耐震対策の施されたポンプ所能力}}{\text{耐震化対象ポンプ所能力}} \times 100$
	変数の定義	1) 耐震対策の施されたポンプ所能力 (m ³ /日) 重要度がランクAのポンプ所のうち、水道施設耐震工法指針で定めるランクAの耐震基準で設計されているもの、又は調査の結果、この基準を満たしていると判断されたポンプ所能力の合計。 2) 耐震化対象ポンプ所能力 (m ³ /日) 重要度がランクAの取水、導水、送水及び配水ポンプ所の施設能力の合計。
	データの取り方	a) 耐震性能については、水道事業体の耐震診断結果、耐震補強工事の報告書などに記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。

B604 (2209) 配水池の耐震化率 (%)	指標の定義	$\text{配水池の耐震化率} = \frac{\text{耐震対策の施された配水池有効容量}}{\text{配水池等有効容量}} \times 100$
	変数の定義	1) 耐震対策の施された配水池有効容量 (m ³) 重要度がランクAの配水池 (配水塔を含む) のうち、水道施設耐震工法指針で定めるランクAの耐震基準で設計されているもの、又は調査の結果、この基準を満たしていると判断された配水池有効容量の合計。 2) 配水池等有効容量 (m ³) 配水池 (配水塔を含む) 及び浄水池の有効容量の合計。
	データの取り方	a) 耐震性能については、水道事業体の耐震診断結果及び耐震補強工事の報告書などに記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B605 (2210) 管路の耐震管率 (%)	指標の定義	$\text{管路の耐震管率} = \frac{\text{耐震管延長}}{\text{管路延長}} \times 100$
	変数の定義	1) 耐震管延長 (km) 導・送・配水管 (配水支管を含む) における、離脱防止機構付継手のダクタイル鋳鉄管、溶接継手の鋼管・ステンレス管及び高密度・熱融着継手の水道配水用ポリエチレン管の延長の合計。 2) 管路延長 (km) 導・送・配水管の延長。 注記 使用廃止管 (管理しているものを含む) は除く。
	データの取り方	a) 耐震管延長及び管路延長は、水道事業体の固定資産台帳、配水管路図、完成図などに記載されたものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B606 (新規) 基幹管路の耐震管率 (%)	指標の定義	$\text{基幹管路の耐震管率} = \frac{\text{基幹管路のうち耐震管延長}}{\text{基幹管路延長}} \times 100$
	変数の定義	1) 基幹管路のうち耐震管延長 (km) 基幹管路のうち、離脱防止機構付き継手のダクタイル鋳鉄管、溶接継手の鋼管・ステンレス管及び高密度・熱融着継手の水道配水用ポリエチレン管の延長の合計。 2) 基幹管路延長 (km) 導・送・配水本管の延長の合計。 注記 使用廃止管 (管理しているものを含む) は除く。
	データの取り方	a) 耐震管延長及び基幹管路延長は、水道事業体の固定資産台帳、配水管路図、完成図などに記載されたものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B606-2 (新規) 基幹管路の耐震適合率 (%)	指標の定義	$\text{基幹管路の耐震適合率} = \frac{\text{基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長}}{\text{基幹管路延長}} \times 100$
	変数の定義	1) 基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長 (km) 基幹管路のうち、耐震適合性のある管 ¹⁾ を使用した管路の延長の合計。 注 ¹⁾ 耐震適合性のある管とは、B606 (基幹管路の耐震管率) の耐震管、良い地盤に布設された K 形継手などのダクタイル鋳鉄管及び RR ロング継手の硬質塩化ビニル管をいう。 管路の場合、管自体の耐震性能に加えて、その管が布設された地盤の性状 (軟弱地盤、液状化しやすい埋立地など) によって、その耐震性が大きく左右される。耐震管は、地震時でも接合部が離脱しない構造となっているが、耐震管以外でも、管路が布設された地盤の性状を勘案すれば、耐震性があると評価できる管及び継手があり、耐震管にそれらを加えたものが“耐震適合性のある管”とされている。 2) 基幹管路延長 (km) 導・送・配水本管の延長の合計。 注記 使用廃止管 (管理しているものを含む) は除く。
	データの取り方	a) 耐震適合性のある管路延長及び基幹管路延長は、水道事業体の固定資産台帳、配水管路図、完成図などに記載されたものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B607 (新規) 重要給水施設配水管路の耐震管率 (%)	指標の定義	$\text{重要給水施設配水管路の耐震管率} = \frac{\text{重要給水施設配水管路のうち耐震管延長}}{\text{重要給水施設配水管路延長}} \times 100$
	変数の定義	1) 重要給水施設配水管路のうち耐震管延長 (km) 重要給水施設 ¹⁾ に給水するための配水管延長のうち、離脱防止機構付継手のダクタイル鋳鉄管、溶接継手の鋼管・ステンレス管及び高密度・熱融着継手の水道配水用ポリエチレン管の延長の合計。 注 ¹⁾ 重要給水施設とは、災害時に重要な拠点となる病院、診断所、介護・援助が必要となる災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画などで定められた施設をいう。 2) 重要給水施設配水管路延長 (km) 重要給水施設に給水するための供給管路 ²⁾ の延長の合計。 注 ²⁾ 配水支管までを含めた配水管とする。
	データの取り方	a) 耐震管延長及び管路延長は、水道事業体の固定資産台帳、配水管路図、完成図などに記載されたものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。

B607-2 (新規) 重要給水施設配水管路の耐震適合率 (%)	指標の定義	重要給水施設配水管路の耐震適合率 = $\frac{\text{重要給水施設配水管路のうち耐震適合性のある管路延長}}{\text{重要給水施設配水管路延長}} \times 100$
	変数の定義	1) 重要給水施設配水管路のうち耐震適合性のある管路延長 (km) 重要給水施設 ¹⁾ に給水するための配水管延長のうち、耐震適合性のある管 ²⁾ を使用した管路の延長の合計。 注 ¹⁾ 重要給水施設とは、災害時に重要な拠点となる病院、診断所、介護・援助が必要となる災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画などで定められた施設をいう。 注 ²⁾ 耐震適合性のある管とは、B606 (基幹管路の耐震管率) の耐震管、良い地盤に布設された K 形継手などのダクタイル鋳鉄管及び RR ロング継手の硬質塩化ビニル管をいう。 管路の場合、管自体の耐震性能に加えて、その管が布設された地盤の性状 (軟弱地盤、液状化しやすい埋立地など) によって、その耐震性が大きく左右される。耐震管は、地震時でも接合部が離脱しない構造となっているが、耐震管以外でも、管路が布設された地盤の性状を勘案すれば、耐震性があると評価できる管及び継手があり、耐震管にそれらを加えたものが“耐震適合性のある管”とされている。 2) 重要給水施設配水管路延長 (km) 重要給水施設に給水するための供給管路 ³⁾ の延長の合計。 注 ³⁾ 配水支管までを含めた配水管とする。
	データの取り方	a) 耐震適合性のある管路延長及び管路延長は、水道事業体の固定資産台帳、配水管路図、完成図などに記載されたものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B608 (2216) 停電時配水量確保率 (%)	指標の定義	停電時配水量確保率 = $\frac{\text{全施設停電時に確保できる配水能力}}{\text{一日平均配水量}} \times 100$
	変数の定義	1) 全施設停電時に確保できる配水能力 (m ³ /日) 全施設の停電が 24 時間以上継続した場合に、常用若しくは非常用の発電機、エンジンポンプなどの内燃機関、自然流下又は上流側施設からの直送 ¹⁾ によって配水可能な一日当たりの配水能力。 注 ¹⁾ 用水供給を含む。 2) 一日平均配水量 (m ³ /日) 水道事業体の配水池などから配水された水量、各井戸から直接配水された水量、水道用水供給事業者からの受水を直接配水した量の合計を、年間日数で除した水量。
	データの取り方	a) 自然流下及び直送能力は、実績又は能力計算などによって求める。 b) 水道事業体の事業概要、水道統計などから引用する。
B609 (2211) 薬品備蓄日数 (日)	指標の定義	薬品備蓄日数 = $\frac{\text{平均凝集剤貯蔵量}}{\text{凝集剤一日平均使用量}}$ 又は $\frac{\text{平均塩素剤貯蔵量}}{\text{塩素剤一日平均使用量}}$ 注記 凝集剤又は塩素剤のうち、小さい方の値を採用する。
	変数の定義	1) 平均凝集剤・塩素剤貯蔵量 (t 又は kL) 各薬品の貯蔵槽に貯蔵している年間平均貯蔵量。 注記 複数の浄水場がある場合、貯蔵量は合計値を用いる。 2) 凝集剤・塩素剤一日平均使用量 (t/日 又は kL/日) 1 年間で使用した量をその間の日数で割った使用量。 注記 複数の浄水場がある場合、使用量は合計値を用いる。
	データの取り方	a) 薬品使用量及び貯蔵量は、記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B610 (2212) 燃料備蓄日数 (日)	指標の定義	燃料備蓄日数 = $\frac{\text{平均燃料貯蔵量}}{\text{一日燃料使用量}}$
	変数の定義	1) 平均燃料貯蔵量 (kL 又は L) 燃料貯蔵槽などに貯蔵している燃料の年間平均貯蔵量。 注記 複数の浄水場がある場合、貯蔵量は合計値を用いる。 2) 一日燃料使用量 (kL/日 又は L/日) 自家発電設備を定格で稼働させた場合に、一日で消費する燃料の使用量。 注記 複数の浄水場がある場合、使用量は合計値を用いる。
	データの取り方	a) 燃料の貯蔵量は、管理台帳などに記録されているものを用いる。 b) 一日燃料使用量は、実績値がある場合には、それに基づいた数値を用いる。
B611 (2205) 応急給水施設密度 (箇所/100km ²)	指標の定義	応急給水施設密度 = $\frac{\text{応急給水施設数}}{\text{現在給水面積} / 100}$
	変数の定義	1) 応急給水施設数 (箇所) 水道事業体が保有している配水池 (配水塔を含む)、及び保有又は管理している緊急貯水槽のうち、応急給水設備によって応急給水ができる施設数。 注記 浄水池及び井戸で応急給水を行うことができる場合は、応急給水施設に含める。 2) 現在給水面積 (km ²) 当該年度末に給水している区域の面積。
	データの取り方	変数は、水道統計、事業概要などから引用する。

B612 (2213) 給水車保有度 (台/1 000 人)	指標の定義	$\text{給水車保有度} = \frac{\text{給水車数}}{\text{現在給水人口} / 1000}$
	変数の定義	1) 給水車数 (台) 常時待機し、緊急時にいつでも出動できる、水道事業体が保有する車両数。 注記 タンクの容量が1 m ³ 以上を対象とし、契約車は除く。 2) 現在給水人口 (人) 給水区域内に居住し、水道事業体から給水サービスを受けている人口。 注記 給水区域外からの通勤者、観光客は除く。
	データの取り方	a) 給水車の台数は、水道事業体の固定資産台帳などに記載されたものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
B613 (2215) 車載用の給水タンク保有度 (m ³ /1 000 人)	指標の定義	$\text{車載用の給水タンク保有度} = \frac{\text{車載用給水タンクの容量}}{\text{現在給水人口} / 1000}$
	変数の定義	1) 車載用給水タンクの容量 (m ³) 応急給水に使用する給水車及び車載用の給水タンクの容量。 注記 契約車及びウォーターバルーンは除く。 2) 現在給水人口 (人) 給水区域内に居住し、水道事業体から給水サービスを受けている人口。 注記 給水区域外からの通勤者、観光客は除く。
	データの取り方	a) 給水車も含め、タンク容量は、水道事業体の固定資産台帳、備品台帳などに記載されたものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
C101 (3001) 営業収支比率 (%)	指標の定義	$\text{営業収支比率} = \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費}} \times 100$
	変数の定義	1) 営業収益 (円) 1年間の主たる営業活動として行う財貨・サービスの提供の対価としての収入。 注記 具体的には、給水収益、受託工事収益、その他営業収益の合計。ただし、水道事業以外の事業に関わるものは除く。 2) 受託工事収益 (円) 1年間に他企業などからの依頼で行った受託工事の対価として受け取った収入。 3) 営業費用 (円) 1年間の主たる営業活動から生じる費用。 注記 人件費、修繕費、動力費、薬品費、受水費、減価償却費などがこれに当たる。ただし、水道事業以外の事業に関わるものは除く。 4) 受託工事費 (円) 1年間に他企業などからの依頼で行った受託工事時に要する費用。
	データの取り方	a) 法令で定められた財務諸表に記載された数値を用いる。 b) 変数は、決算資料、水道統計などから引用する。
C102 (3002) 経常収支比率 (%)	指標の定義	$\text{経常収支比率} = \frac{(\text{営業収益} + \text{営業外収益})}{(\text{営業費用} + \text{営業外費用})} \times 100$
	変数の定義	1) 営業収益 (円) 1年間の主たる営業活動として行う財貨・サービスの提供の対価としての収入。 2) 営業外収益 (円) 1年間の主たる営業活動以外の活動から生じる収入。 例 受取利息、配当金、他会計負担金など。 3) 営業費用 (円) 1年間の主たる営業活動から生じる費用 4) 営業外費用 (円) 1年間の金融財務活動に要する費用及び主たる営業活動以外の活動から生じる費用。 例 支払利息など。
	データの取り方	a) 法令で定められた財務諸表に記載された数値を用いる。 b) 変数は、決算資料、水道統計などから引用する。
C103 (3003) 総収支比率 (%)	指標の定義	$\text{総収支比率} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
	変数の定義	1) 総収益 (円) 1年間の営業収益、営業外収益及び特別利益の合計。 2) 総費用 (円) 1年間の営業費用、営業外費用及び特別損失の合計。
	データの取り方	a) 法令で定められた財務諸表に記載された数値を用いる。 b) 変数は、決算資料、水道統計などから引用する。
C104 (3004) 累積欠損金比率 (%)	指標の定義	$\text{累積欠損金比率} = \frac{\text{累積欠損金}}{(\text{営業収益} - \text{受託工事収益})} \times 100$
	変数の定義	1) 累積欠損金 (円) 営業活動の結果生じた欠損金が当該年度で処理できずに、多年度にわたって累積したもの。 2) 営業収益 (円) 1年間の主たる営業活動として行う財貨・サービスの提供の対価としての収入。 3) 受託工事収益 (円) 1年間に他企業などからの依頼で行った受託工事の対価として受け取った収入。
	データの取り方	a) 法令で定められた財務諸表に記載された数値を用いる。 b) 変数は、決算資料、水道統計などから引用する。

C105 (3005) 繰入金比率（収益的収入分） （％）	指標の定義	$\text{繰入金比率（収益的収入分）} = \frac{\text{損益勘定繰入金}}{\text{収益的収入}} \times 100$
	変数の定義	1) 損益勘定繰入金（円） 1年間の他会計からの収益的収入。 2) 収益的収入（円） 1年間の営業収益，営業外収益及び特別利益の合計。
	データの取り方	a) 法令で定められた財務諸表に記載された数値を用いる。 b) 変数は，決算資料，水道統計などから引用する。
C106 (3006) 繰入金比率（資本的収入分） （％）	指標の定義	$\text{繰入金比率（資本的収入分）} = \frac{\text{資本勘定繰入金}}{\text{資本的収入計}} \times 100$
	変数の定義	1) 資本勘定繰入金（円） 1年間の他会計からの資本的繰入金。 2) 資本的収入計（円） 1年間の企業債，出資金，工事負担金などの合計。
	データの取り方	a) 法令で定められた財務諸表に記載された数値を用いる。 b) 変数は，決算資料，水道統計などから引用する。
C107 (3007) 職員一人当たり給水収益 （千円/人）	指標の定義	$\text{職員一人当たり給水収益} = \frac{\text{給水収益}}{\text{損益勘定所属職員数}}$
	変数の定義	1) 給水収益（千円） 1年間の営業収益の一つで，水道料金として収入する収益。 2) 損益勘定所属職員数（人） 1年間の給与の全部又は半分以上を損益勘定から支払われる職員の数。
	データの取り方	a) 法令で定められた財務諸表に記載された数値を用いる。 b) 変数は，決算資料，水道統計などから引用する。
C108 (3008) 給水収益に対する職員給与費の割合（％）	指標の定義	$\text{給水収益に対する職員給与費の割合} = \frac{\text{職員給与費}}{\text{給水収益}} \times 100$
	変数の定義	1) 職員給与費（円） 1年間の損益勘定職員に関わる費用をいい，直接人件費 ¹⁾ 及び間接人件費 ²⁾ の合計。 注 ¹⁾ 給与，手当。 注 ²⁾ 法定福利費，退職給与金，厚生費など。 2) 給水収益（円） 1年間の営業収益の一つで，水道料金として収入する収益。
	データの取り方	a) 法令で定められた財務諸表に記載された数値を用いる。 b) 変数は，決算資料，水道統計などから引用する。
C109 (3009) 給水収益に対する企業債利息の割合（％）	指標の定義	$\text{給水収益に対する企業債利息の割合} = \frac{\text{企業債利息}}{\text{給水収益}} \times 100$
	変数の定義	1) 企業債利息（円） 1年間に支払った企業債の利息。 2) 給水収益（円） 1年間の営業収益の一つで，水道料金として収入する収益。
	データの取り方	a) 法令で定められた財務諸表に記載された数値を用いる。 b) 変数は，決算資料，水道統計などから引用する。
C110 (3010) 給水収益に対する減価償却費の割合（％）	指標の定義	$\text{給水収益に対する減価償却費の割合} = \frac{\text{減価償却費}}{\text{給水収益}} \times 100$
	変数の定義	1) 減価償却費（円） 1年間の固定資産の減価額（当年度償却額）。 2) 給水収益（円） 1年間の営業収益の一つで，水道料金として収入する収益。
	データの取り方	a) 法令で定められた財務諸表に記載された数値を用いる。 b) 変数は，決算資料，水道統計などから引用する。
C111 (3011) 給水収益に対する建設改良のための企業債償還元金の割合（％）	指標の定義	$\text{給水収益に対する建設改良のための企業債償還元金の割合} = \frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{給水収益}} \times 100$
	変数の定義	1) 建設改良のための企業債償還元金（円） 建設改良などに要する資金に充てるために発行した企業債の当年度償還額。 注記 借換債による収入は除く。 2) 給水収益（円） 1年間の営業収益の一つで，水道料金として収入する収益。
	データの取り方	a) 法令で定められた財務諸表に記載された数値を用いる。 b) 変数は，決算資料，水道統計などから引用する。
C112 (3012) 給水収益に対する企業債残高の割合（％）	指標の定義	$\text{給水収益に対する企業債残高の割合} = \frac{\text{企業債残高}}{\text{給水収益}} \times 100$
	変数の定義	1) 企業債残高（円） 建設改良などに要する資金に充てるために発行した，企業債の未償還残高。 2) 給水収益（円） 1年間の営業収益の一つで，水道料金として収入する収益。
	データの取り方	a) 法令で定められた財務諸表に記載された数値を用いる。 b) 変数は，決算資料，水道統計などから引用する。

C113 (3013) 料金回収率 (%)	指標の定義	$\text{料金回収率} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$
	変数の定義	1) 供給単価 (円/m ³) 1年間の有収水量1 m ³ あたりに得られる収益。 2) 給水原価 (円/m ³) 1年間の有収水量1 m ³ あたりにかかる費用。
	データの取り方	a) 法令で定められた財務諸表に記載された数値を用いる。 b) 変数は、決算資料、水道統計などから引用する。
C114 (3014) 供給単価 (円/m ³)	指標の定義	$\text{供給単価} = \frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$
	変数の定義	1) 給水収益 (円) 1年間の営業収益の一つで、水道料金として収入する収益。 2) 年間総有収水量 (m ³) 1年間の料金徴収の対象となった水量及び他会計などからの収入のあった水量の合計。
	データの取り方	a) 法令で定められた財務諸表に記載された数値を用いる。 b) 変数は、決算資料、水道統計などから引用する。
C115 (3015) 給水原価 (円/m ³)	指標の定義	$\text{給水原価} = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費} + \text{長期前受金戻入})}{\text{年間有収水量}}$
	変数の定義	1) 経常費用 (円) 1年間の営業費用と営業外費用との合計。 2) 受託工事費 (円) 1年間に他企業などからの依頼で行った受託工事時に要する費用。 3) 材料及び不用品売却原価 (円) 工事材料などを水道事業体自身の工事に使用せず、売却した場合の材料及び不用品の原価。 4) 附帯事業費 (円) 水道事業の経営に相当因果関係をもちつつ、水道事業に附帯して経営される事業に関わる費用。 5) 長期前受金戻入 (円) 減価償却を行う必要のある固定資産の取得又は改良に充てるための補助金などの交付を受けたときに、繰延収益を減価償却見合い分に順次収益化した額。 6) 年間有収水量 (m ³) 1年間の料金徴収の対象となった水量及び他会計などからの収入のあった水量。
	データの取り方	a) 法令で定められた財務諸表に記載された数値を用いる。 b) 変数は、決算資料、水道統計などから引用する。
C116 (3016) 1か月10 m ³ 当たり家庭用料金 (円)	指標の定義	1か月10 m ³ 当たり家庭用料金 (料金表による)
	変数の定義	1) 1か月10 m ³ 当たり家庭用料金 (円) 一般家庭用として、1か月に10 m ³ の水を使用した場合の料金額。 注記1 料金額は、メーター使用量及び消費税を含む。 注記2 口径別料金体系においては、通常、13 mmとする。ただし、使用水道料金メーター最低口径が20 mmの場合は、20 mmにおける料金額とする。
	データの取り方	水道事業体の給水条例に基づく水道料金表から算出する。
C117 (3017) 1か月20 m ³ 当たり家庭用料金 (円)	指標の定義	1か月20 m ³ 当たり家庭用料金 (料金表による)
	変数の定義	1) 1か月20 m ³ 当たり家庭用料金 (円) 一般家庭用として、1か月に20 m ³ の水を使用した場合の料金額。 注記1 料金額は、メーター使用量及び消費税を含む。 注記2 口径別料金体系においては、通常、13 mmとする。ただし、使用水道料金メーター最低口径が20 mmの場合は、20 mmにおける料金額とする。
	データの取り方	水道事業体の給水条例に基づく水道料金表から算出する。
C118 (3022) 流動比率 (%)	指標の定義	$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
	変数の定義	1) 流動資産 (円) 現金・預金のほか、通常、1年以内に現金化される債権など。 2) 流動負債 (円) 事業の通常取引において、1年以内に償還しなければならない短期の債務。
	データの取り方	a) 法令で定められた財務諸表に記載された数値を用いる。 b) 変数は、決算資料、水道統計などから引用する。
C119 (3023) 自己資本構成比率 (%)	指標の定義	$\text{自己資本構成比率} = \frac{(\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額など} + \text{繰延収益})}{\text{負債} + \text{資本合計}} \times 100$
	変数の定義	1) 資本金 (円) 開業時における固有資本金、固定資産の取得に当たって繰り入れられる出資金及び固定資産の取得を通じて組み入れた剰余金の合計。 2) 剰余金 (円) 企業の正味財産のうち、資本金の額を超過した部分 (利益剰余金+資本剰余金)。 3) 評価差額など (円) その他有価証券の評価差額。 4) 繰延収益 (円) 減価償却を行う必要のある固定資産の取得、又は改良に充てるための補助金などの交付を受けた場合、その交付を受けた金額に相当する額を長期前受金勘定に整理した額 (長期前受金-長期前受金収益化累計額)。 5) 負債・資本合計 (円) 貸借対照表における負債及び資本の合計。
	データの取り方	a) 法令に定められた財務諸表などに記載された数値を用いる。 b) 変数は、決算資料、水道統計などから引用する。

C120 (3024) 固定比率 (%)	指標の定義	$\text{固定比率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額など} + \text{繰延収益}} \times 100$
	変数の定義	<p>1) 固定資産 (円) 企業の経営に当たって、長期 (1年以上) に使用するため所有する資産。</p> <p>2) 資本金 (円) 開業時における固有資本金、固定資産の取得に当たって繰り入れられる出資金及び固定資産の取得を通じて組み入れた剰余金の合計。</p> <p>3) 剰余金 (円) 企業の正味財産のうち、資本金の額を超過した部分 (利益剰余金+資本剰余金)。</p> <p>4) 評価差額など (円) その他有価証券の評価差額。</p> <p>5) 繰延収益 (円) 減価償却を行う必要のある固定資産 (土地、立木などを除く) の取得、又は改良に充てるための補助金などの交付を受けた場合において、その交付を受けた金額に相当する額。</p>
	データの取り方	<p>a) 法令に定められた財務諸表などに記載された数値を用いる。</p> <p>b) 変数は、決算資料、水道統計などから引用する。</p>
C121 (3025) 企業債償還元金対減価償却費比率 (%)	指標の定義	$\text{企業債償還元金対減価償却費比率} = \frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却費}} \times 100$
	変数の定義	<p>1) 建設改良のための企業債償還元金 (円) 建設改良などに要する資金に充てるために発行した企業債の当年度償還額。 注記 借換債による収入は除く。</p> <p>2) 当年度減価償却費 (円) 1年間の費用とされる固定資産の減価額 (当年度償却額)。</p>
	データの取り方	<p>a) 法令に定められた財務諸表などに記載された数値を用いる。</p> <p>b) 変数は、決算資料、水道統計などから引用する。</p>
C122 (3026) 固定資産回転率 (回)	指標の定義	$\text{固定資産回転率} = \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\left(\frac{\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産}}{2} \right)}$
	変数の定義	<p>1) 営業収益 (円) 主たる営業活動として行う財貨・サービスの提供の対価としての収入。</p> <p>2) 受託工事収益 (円) 1年間に他企業などからの依頼で行った受託工事の対価として受け取った収入。</p> <p>3) 期首固定資産 (円) 有形固定資産、無形固定資産及び投資の合計の期首 (前年度末) の値。</p> <p>4) 期末固定資産 (円) 有形固定資産、無形固定資産及び投資の合計の期末 (年度末) の値。</p>
	データの取り方	<p>a) 法令に定められた財務諸表などに記載された数値を用いる。</p> <p>b) 変数は、決算資料、水道統計などから引用する。</p>
C123 (3027) 固定資産使用効率 (m ³ /万円)	指標の定義	$\text{固定資産使用効率} = \frac{\text{年間配水量}}{\text{有形固定資産}}$
	変数の定義	<p>1) 年間配水量 (m³) 水道事業体の配水池などから配水された水量、各井戸から直接配水された水量、水道用水供給事業者からの受水を直接配水した量の1年間の合計。</p> <p>2) 有形固定資産 (万円) 企業の経営に当たって、長期 (1年以上) に使用するため所有する資産で、物としての実態をもつ建物、構築物などの資産。</p>
	データの取り方	<p>a) 法令に定められた財務諸表などに記載された数値を用いる。</p> <p>b) 変数は、決算資料、水道統計などから引用する。</p>
C124 (3109) 職員一人当たり有収水量 (m ³ /人)	指標の定義	$\text{職員一人当たり有収水量} = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$
	変数の定義	<p>1) 年間総有収水量 (m³) 1年間の料金徴収の対象となった水量及び他会計などからの収入のあった水量の合計。</p> <p>2) 損益勘定所属職員数 (人) 給与の全部又は半分以上を損益勘定から支払われる職員の人数。</p>
	データの取り方	<p>a) 法令に定められた財務諸表などに記載された数値を用いる。</p> <p>b) 変数は、決算資料、水道統計などから引用する。</p>
C125 (5005) 料金請求誤り割合 (件/1 000 件)	指標の定義	$\text{料金請求誤り割合} = \frac{\text{誤料金請求件数}}{\text{料金請求件数} / 1 000}$
	変数の定義	<p>1) 誤料金請求件数 (件) 1年間の誤った料金請求の件数。 注記 誤請求の内容については、料金請求額の間違い (誤検針、用途誤り、減免適用誤りなど)、請求先の間違い (無断退去、料金精算忘れ、メータークロスなど) といった料金請求に関する一切の誤りとする。</p> <p>2) 料金請求件数 (件) 1年間の全ての料金請求件数。</p>
	データの取り方	<p>a) 誤料金請求件数は、記録などから確認できることが必要である。</p> <p>b) 変数は、決算資料、水道統計などから引用する。</p>
C126 (5006) 料金収納率 (%)	指標の定義	$\text{料金収納率} = \frac{\text{料金納入額}}{\text{調定額}} \times 100$
	変数の定義	<p>1) 料金納入額 (千円) 1年間の水道料金調定額のうち、決算確定時点での納入額の合計。</p> <p>2) 調定額 (千円) 1年間に調定した額の合計。</p>
	データの取り方	<p>a) 法令で定められた財務諸表に記載された数値を用いる。</p> <p>b) 変数は、決算資料、水道統計などから引用する。</p>

C127 (5007) 給水停止割合 (件/1 000 件)	指標の定義	$\text{給水停止割合} = \frac{\text{給水停止件数}}{\text{給水件数} / 1000}$
	変数の定義	1) 給水停止件数 (件) 水道料金の未納を理由として、給水停止した1年間の件数。 2) 給水件数 (件) 給水契約の合計。 注記 給水栓数 又は給水契約数ともいう。
	データの取り方	a) 給水停止件数は、正規に手続きが行われ、記録されていることが必要である。 b) 変数は、決算資料、水道統計などから引用する。
C201 (3101) 水道技術に関する資格取得度 (件/人)	指標の定義	$\text{水道技術に関する資格取得度} = \frac{\text{職員が取得している水道技術に関する資格数}}{\text{全職員数}}$
	変数の定義	1) 職員が取得している水道技術に関する資格数 (件) 職員が取得している水道技術に関する資格の数。 注記 対象とする資格は、水道維持管理指針2006の表-1.5.4 (法定資格者一覧表)に記載されている資格、配水管工技能講習会修了者、配管設計講習会修了者、水道施設管理技士 [浄水施設管理技士 (1, 2級), 管路施設管理技士 (1, 2級)] 及び水道事業者が規定で必要と認めている資格をいう。 2) 全職員数 (人) 水道事業者の全職員数。
	データの取り方	a) 資格数は、人事台帳、資格登録台帳などに記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
C202 (3103) 外部研修時間 (時間/人)	指標の定義	$\text{外部研修時間} = \frac{\text{職員が外部研修を受けた時間} \times \text{受講人数}}{\text{全職員数}}$
	変数の定義	1) 職員が外部研修を受けた時間 × 受講人数 (延べ時間) 1年間に、職員が外部研修を受講した実時間と受講した職員数との積。 注記 外部研修は、水道事業に関係あると水道事業者が認めて、職務として参加する研修であり、主催者が本人の所属する水道事業者以外のものをいう。 2) 全職員数 (人) 水道事業者の全職員数。
	データの取り方	a) 受講時間、受講人数は、受講簿、出張命令書などに記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
C203 (3104) 内部研修時間 (時間/人)	指標の定義	$\text{内部研修時間} = \frac{\text{職員が内部研修を受けた時間} \times \text{受講人数}}{\text{全職員数}}$
	変数の定義	1) 職員が内部研修を受けた時間 × 受講人数 (延べ時間) 1年間に、職員が内部研修を受講した実時間と受講した職員数の積。 注記 内部研修とは、本人の所属する水道事業者が独自に職務として参加させる水道事業に関する研修をいう。 2) 全職員数 (人) 水道事業者の全職員数。
	データの取り方	a) 受講時間、受講人数は、受講簿、出張命令書などに記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
C204 (3105) 技術職員率 (%)	指標の定義	$\text{技術職員率} = \frac{\text{技術職員数}}{\text{全職員数}} \times 100$
	変数の定義	1) 技術職員数 (人) 水道施設の維持管理、施設計画、建設などに携わる職員の人数。 注記 技術職の定義がこの規格の規定より明確な場合は、水道事業者の規定による。 2) 全職員数 (人) 水道事業者の全職員数。
	データの取り方	変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
C205 (3106) 水道業務平均経験年数 (年/人)	指標の定義	$\text{水道業務平均経験年数} = \frac{\text{職員の水道業務経験年数}}{\text{全職員数}}$
	変数の定義	1) 職員の水道業務経験年数 (年) 水道事業に関わる部署に所属して業務をした全職員の年数の合計。 注記 休職の期間は除く。また、合計年数が1年未満の場合は切り捨てる。 2) 全職員数 (人) 水道事業者の全職員数。
	データの取り方	a) 水道業務経験年数は、人事システムなどに記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
C206 (6001) 国際協力派遣者数 (人・日)	指標の定義	$\text{国際協力派遣者数} = \sum (\text{国際協力派遣者数} \times \text{滞在日数})$
	変数の定義	1) 国際協力派遣者数 (人) 1年間の、水道に関する技術、経営管理などの業務に関して協力、支援のため海外に公的な派遣をされた職員の数。 2) 滞在日数 (日) 国際協力派遣者が海外に滞在した日数。
	データの取り方	派遣者数及び滞在日数は、出張命令書又は人事管理台帳などに記録されているものを用いる。

C207 (6101) 国際協力受入者数 (人・日)	指標の定義	国際協力受入者数 = Σ (国際協力受入者数 × 滞在日数)
	変数の定義	1) 国際協力受入者数 (人) 研修, 視察などで受け入れた, 海外から来日した水道関係者の数。 2) 滞在日数 (日) 来日訪問者が当該水道事業体に滞在した日数。 注記 短時間でも滞在すれば, 1日として計算する。
	データの取り方	受入人数, 滞在日数は, 視察申込書などに記録されているものを用いる。
C301 (5008) 検針委託率 (%)	指標の定義	検針委託率 = $\frac{\text{委託した水道メーター数}}{\text{水道メーター設置数}} \times 100$
	変数の定義	1) 委託した水道メーター数 (個) 検針業者に委託した水道メーターの数。 2) 水道メーター設置数 (個) 水道事業体が管理している水道メーターの数。 注記 現在給水契約がなく, 休止状態にある水道メーターも含める。
	データの取り方	a) 委託した水道メーター数は, 委託契約書などに明示されているものを用いる。 b) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。
C302 (5009) 浄水場第三者委託率 (%)	指標の定義	浄水場第三者委託率 = $\frac{\text{第三者委託した浄水場の浄水施設能力}}{\text{全浄水施設能力}} \times 100$
	変数の定義	1) 第三者委託した浄水場の浄水施設能力 (m ³ /日) 水道法に基づき第三者委託している浄水場の浄水施設能力。 2) 全浄水施設能力 (m ³ /日) 浄水施設の日当たりの浄水能力の合計。
	データの取り方	a) 水道法に基づき第三者委託契約を正式に締結している値を用いる。 b) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。
C401 (3201) 広報誌による情報の提供度 (部/件)	指標の定義	広報誌による情報の提供度 = $\frac{\text{広報誌などの配布部数}}{\text{給水件数}}$
	変数の定義	1) 広報誌などの配布部数 (部) 1年間に, 水道事業体が広報を目的として配布したパンフレット, ニュース, ポスターなどの部数。 注記 地方公共団体が発行する広報誌の一部に掲載した水道に関するお知らせを含む。ただし, 水道工事のお知らせなど工事に直接関連するもの, 事故発生, 断水・濁水のお知らせなど, また, 検針票の裏面利用の広報についても除く。 2) 給水件数 (件) 給水件数の合計。 注記 給水栓数 又は給水契約数ともいう。
	データの取り方	a) 部数については, 記録されているものを用いる。 b) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。
C402 (新規) インターネットによる情報の提供度 (回)	指標の定義	インターネットによる情報の提供度 = ウェブページへの掲載回数
	変数の定義	1) ウェブページへの掲載回数 (回) 1年間に水道事業体が広報を目的として, ウェブページに新たに掲載及び掲載事項について変更・更新を行った回数。 注記 地方公共団体のホームページ内にある水道事業関連のページについても対象とする。ただし, 水道工事のお知らせなど工事に直接関連するもの, 事故発生, 断水・濁水のお知らせなどは除く。
	データの取り方	掲載回数については, 記録されているものを用いる。
C403 (3204) 水道施設見学者割合 (人/1000人)	指標の定義	水道施設見学者割合 = $\frac{\text{見学者数}}{\text{現在給水人口} / 1000}$
	変数の定義	1) 見学者数 (人) 1年間の, 水道施設及び水道に関わる施設 (水道記念館など) を見学した人数。 注記 当該水道事業体の給水区域外に居住している見学者も含める。 2) 現在給水人口 (人) 給水区域内に居住し, 水道事業体から給水サービスを受けている人口。 注記 給水区域外からの通勤者, 観光客は除く。
	データの取り方	a) 見学者数は, 見学者名簿などに記録されているものを用いる。 b) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。
C501 (3202) モニタ割合 (人/1000人)	指標の定義	モニタ割合 = $\frac{\text{モニタ人数}}{\text{現在給水人口} / 1000}$
	変数の定義	1) モニタ人数 (人) 1年間に, モニタとして任命された人数。 注記 モニタとは, 水道事業の現状を知らせることによって, 意見・提言を提起していただき, その内容を検討の上反映していくことで, よりよい水道事業経営を目指すことを目的とした制度の中で, ある一定期間任命されたお客さまのことをいう。 2) 現在給水人口 (人) 給水区域内に居住し, 水道事業体から給水サービスを受けている人口。 注記 給水区域外からの通勤者, 観光客は除く。
	データの取り方	a) モニタ人数は, 当年度に水道事業のモニタとして任命された人の実人数とする。 b) 変数は, 水道統計, 事業概要などから引用する。

C502 (3203) アンケート情報収集割合 (人/1 000 人)	指標の定義	$\text{アンケート情報収集割合} = \frac{\text{アンケート回答人数}}{\text{現在給水人口} / 1 000}$
	変数の定義	1) アンケート回答人数 (人) 1年間の、水道事業に関するアンケート調査に回答したお客さまの数。 注記 アンケートは、通常、年1回以上給水区域内に居住しているお客さまを対象に行うこととし、対象者は無作為に抽出する。 なお、文書回答以外に、電話、FAX、インターネット、電子メールにて回答したものも含める。 2) 現在給水人口 (人) 給水区域内に居住し、水道事業者から給水サービスを受けている人口。 注記 給水区域外からの通勤者、観光客は除く。
	データの取り方	a) アンケート調査有効回答人数などが記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
C503 (3112) 直接飲用率 (%)	指標の定義	$\text{直接飲用率} = \frac{\text{直接飲用回答数}}{\text{アンケート回答数}} \times 100$
	変数の定義	1) 直接飲用回答数 (人) アンケートで水道水を直接飲用していると答えた回答数。 2) アンケート回答数 (人) アンケートの回答数。 注記 アンケートは、通常、年1回以上行うこととし、調査対象者は無作為で抽出する。直結式給水利用者だけでなく、受水槽方式給水利用者も対象とすることができる。また、給水区域内居住者のほか、給水区域内に通勤・通学している区域外居住者を含めてもよい。水道モニタなどを設置している場合は、モニタを利用してもよい。アンケートの質問は、直接飲用にするか否かを問うものとし、他のアンケートと併用して行ってよい。
	データの取り方	a) アンケートのデータは、保管され確認ができるものを用いる。 b) アンケートは水道事業者などが行うものとし、民間などが独自に実施したものは含めない。
C504 (3205) 水道サービスに対する苦情対応割合 (件/1 000 件)	指標の定義	$\text{水道サービスに対する苦情対応割合} = \frac{\text{水道サービス苦情対応件数}}{\text{給水件数} / 1 000}$
	変数の定義	1) 水道サービス苦情対応件数 (件) 1年間に、窓口への直接の来訪、電話、文書、メールなどによって水道事業者に寄せられた、お客さまの水道事業者に対する苦情のうち、水道事業者として対応し、文書として記録された件数。 注記 窓口業務を委託している場合、委託業者が対応した苦情も含める。 2) 給水件数 (件) 給水契約の合計。 注記 給水栓数 又は給水契約数ともいう。
	データの取り方	a) 苦情対応件数については、記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
C505 (3206) 水質に対する苦情対応割合 (件/1 000 件)	指標の定義	$\text{水質に対する苦情対応割合} = \frac{\text{水質苦情対応件数}}{\text{給水件数} / 1 000}$
	変数の定義	1) 水質苦情対応件数 (件) 1年間に、窓口への直接の来訪、電話、文書、メールなどによって水道事業者に寄せられた、お客さまの水道事業者に対する水質に関する苦情のうち、水道事業者として対応し文書として記録された件数。 注記 窓口業務を委託している場合、委託業者が対応した苦情も含める。 2) 給水件数 (件) 給水契約の合計。 注記 給水栓数 又は給水契約数ともいう。
	データの取り方	a) 苦情対応件数については、記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。
C506 (3207) 水道料金に対する苦情対応割合 (件/1 000 件)	指標の定義	$\text{水道料金に対する苦情対応割合} = \frac{\text{水道料金苦情対応件数}}{\text{給水件数} / 1 000}$
	変数の定義	1) 水道料金苦情対応件数 (件) 1年間に、窓口への直接の来訪、電話、文書、メールなどによって水道事業者に寄せられた、お客さまの水道事業者に対する水道料金に関する苦情のうち、水道事業者として対応し文書として記録された件数。 注記 窓口業務を委託している場合、委託業者が対応した苦情も含める。 2) 給水件数 (件) 給水契約の合計。 注記 給水栓数 又は給水契約数ともいう。
	データの取り方	a) 苦情対応件数については、記録されているものを用いる。 b) 変数は、水道統計、事業概要などから引用する。